

○ 港湾施設用地使用料、占用料及び土砂採取料（令和6年7月）

種 別	単 位	金 額		
		使用期間が1月 以上の場合	使用期間が1月 未満の場合	
港湾施設用地使用料	電柱1本1年につき	700円	770円	
	電話柱1本1年につき	700円	770円	
	街灯1本1年につき	200円	220円	
	その他の柱類1本1年につき	520円	570円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所1個1年につき	610円	670円	
	郵便差出箱1個1年につき	250円	275円	
	広告塔表示面積1平方メートル1年につき	1,050円	1,155円	
	看板	一時的に使用するもの表示面積1平方メートル1月につき	105円	115円
		その他のもの表示面積1平方メートル1年につき	1,120円	
	送電塔を設置する用地1平方メートル1年につき	520円	570円	
	軌条等を設置する用地1平方メートル1年につき	610円	670円	
	線管類1メートル1年につき 外径40センチメートル未満 外径40センチメートル以上	105円	115円	
		275円	300円	
	その他の工作物を設置する用地1平方メートル1月につき 係留施設用地を使用する場合 その他の用地を使用する場合	175円 63円36銭以内で 規則で定める額	190円 69円70銭以内で 規則で定める額	
その他の用地1平方メートル1月につき	53円74銭以内で 規則で定める額	59円11銭以内で 規則で定める額		
占用料 (港湾法第37条)	仮設建築物 1平方メートル1月につき	53円74銭	59円11銭	
	栈橋、物揚場、渡船場及び係船場 1平方メートル1年につき	120円	130円	
	漁業用工作物 1平方メートル1年につき	42円99銭	47円29銭	
	電柱 1本1年につき	700円	770円	
	電話柱 1本1年につき	700円	770円	
	街灯 1本1年につき	200円	220円	
	その他の柱類 1本1年につき	520円	570円	
	線管類 1メートル1年につき 外径40センチメートル未満 外径40センチメートル以上	105円	115円	
		275円	300円	
	物置場 1平方メートル1月につき	10円75銭	11円83銭	
その他のもの	当該水域又は地域の接続地又は付近地の価格及びこの表に定める当該占用に類似したものを考慮してその都度知事が定める額			

種 別	単 位	金 額
土砂採取料 (港湾法第37条)	砂 1立方メートル	136円
	土砂 1立方メートル	113円
	砂利 1立方メートル	162円
	栗石 1立方メートル	162円
	転石 直径60センチメートル未満 1個 直径60センチメートル以上 1個	68円 113円

・ 港湾施設用地使用料

級地区分		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
その他の 工作物を 設置する 用地	1平方メー トル1月に つき	使用期間が1 月以上の場合	63円36銭	53円74銭	39円61銭	21円49銭
		使用期間が1 月未満の場合	69円70銭	59円11銭	43円57銭	23円64銭
その他の 用地		使用期間が1 月以上の場合	53円74銭	42円99銭	28円85銭	10円75銭
		使用期間が1 月未満の場合	59円11銭	47円29銭	31円74銭	11円83銭